

平成23年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成23年6月23日(木曜日)

午前9時30分開議

第17 一般質問

- 第7 議案第39号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第31号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第32号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第33号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第35号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第34号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第36号 平成23年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第37号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第38号 奨学資金貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第40号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第43号 農業委員会委員の推薦について
- 第19 選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

追加日程

- 議案第44号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第45号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
所管事務調査について
議員の派遣について

○出席議員（１０名）

1 番 橋 本 憲 治 君	2 番 佐 藤 静 基 君
3 番 工 藤 弘 喜 君	4 番 河 端 芳 惠 君
5 番 余 湖 龍 三 君	6 番 安 藤 義 昭 君
7 番 小 林 一 甫 君	8 番 西 山 由美子 君
9 番 山 本 朝 英 君	10 番 上 原 豊 茂 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 業 務 監	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	平 塚 晴 康 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 畝 光 邦 君
農 林 商 工 課 長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	林 秀 貴 君
上 下 水 道 課 長	竹 村 治 実 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管理課長・社会教育課長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅 野 宏 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	田 古 久 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に先立ち、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（安藤義昭君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから本定例会における追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

一昨日の6月21日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成23年第2回定例会における追加議案について、協議をいたしました。

協議の内容につきましては、皆様のお手元に配布しておりますとおり議案第44号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について、議案第45号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての2件の追加議案について、議会運営委員会では協議いたしました結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、2件の議案の提案理由の説明、質疑、討論、採決については、議案第43号 農業委員会委員の推薦についての質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

◎議事日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり本定例会に追加議案として、議案第44号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について、議案第45号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第44号、議案第45号を議題とすることに決定いたしました。

◎一般質問における答弁の補足

○議長（橋本憲治君） 本日の日程に入ります前に総務課業務監から、昨日の上原議員の一般質問に対し、答弁の補足がありますので、発言を許します。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 先日、上原議員の一般質問、災害対策の実情と課題についての再質問の中で50年に一度の降雨量の積算の根拠と本町における過去の降雨量ほどのくらいかとのご質問でございました。昨日は、手元に資料がなかったことで、本日お答えしたいと思います。

まず、50年に一度の根拠につきましては、北見河川事務所へ確認をいたしました。基本的には、北見河川事務所が持っているデータを蓄積し、北見河川事務所の手法による計算式をもって、算出していることでございます。ちなみに先日申し上げた北海道大雨資料には、二日降雨量というのはないのですが、一日降雨量、24時間降雨量では、境野でいきますと50年確率として、143mmの数字が公表されております。

次に、過去の大雨時の降雨量につきましては、平成18年8月18日から19日、秋雨停滞前線による被害の降雨量が2日間計163mm、平成15年8月9日から10日、台風10号の2日間トータル148mm、平成10年8月28日から29日、これも秋雨停滞前線の2日間で140.5mm、同じく平成19年9月16日から17日、台風5号は2日間で102mmでございます。

なお、観測地点については、当時、農協で気象ロボットを設けておりましたので、柏丘や協成の観測データに基づいた数字でございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

9番、山本朝英君の発言を許します。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたしたいと思ひます。

冒頭に小林議員からも話ありましたように、先日の^{こうひょう}降雹被害を受けられた農家の皆さんの被害状況等々を聞きますと非常に胸が痛くなるものがあります。その後の天候もさらに最近悪いことで今朝も培土を中断し、畑に置いているトラクターもずいぶんありました。一日も早い天候の回復とよい出来秋を迎えられることを祈念いたしたいと思ひます。

まず、最初に菊池町政2期目の町政執行方針につきましてお伺いをしたいと思います。

菊池町政の2期目は、1期目で約束した公約を熟成させ、2期目に新たな政策として「町民にやさしいまちづくり」を目指していくため、訓子府の元気、新しい「7つの約束」を掲げた中から次の件について、お伺いをいたしたいと思ひます。

その中の第2である、安心して暮らせる福祉優先の町については、高齢化率30%を超え、本年から基本料金のみで利用できる高齢者ハイヤー利用サービスが始まり、また、より広い行動を支えるため、北見市までのバス料金補助についても検討していくとありますが、この点について、具体的に町長の考えを伺いたいと思ひます。

2番目になりますが、第5にあります環境にやさしい「住みよい町」の中で交通事故撲滅は、町民の悲願であり、本町の交通事故ゼロ日数も1700日を超えているとありますが、4月下旬に南12線と旧相内道路との交差点で事故を目の当たりにした時、本当にこの交差点は危ない交差点であることを実感させられました。私はちょうど高校の門の所に居たものですから、その瞬間を見たところでございますが、ほんの一瞬でありました。両

運転手は、大きなけがもなく無事だった訳ですが、その後の交差点の対策等について伺いたいと思います。

3番目になりますが、第7にございます行財政改革については、1期4年の任期をもって、町長は副町長を置き、特別職の給与等に関する条例を一部を改正し、正常化を図った。特別職報酬審議会の答申などを参考に町長は10%、副町長、教育長は5%、職員2%の削減を行ったとありますが、次の点について、何点か伺いたい。

1番目に特別職報酬審議会とは何名でどのような人たちが就いているのか。その任期は、何年なのか。あるいは会議記録などはどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

次に、いつも会議の時期は、同じでないような感じもしますし、私も過去に何回か、この問題はどうもおかしいと思い、質問した経過がありますが、この点についても加えて説明をいただきたい。

この経過などについては、一般的には、もう今の時代ですから、速やかに町民へわかるように説明をしてほしいとの声がある訳ですが、若干、新聞等にこのことについてはありましたが、町民はいろいろな角度、立場からいろいろな判断をしている訳であり、さらなる説明を町民にすべきではないかとの感じが随分、最近、新聞の一部に出てから、そのような声が多くなっておりますので、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、山本議員から私の2期目の町政執行方針について、3点にわたりお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「本年7月から始まる高齢者ハイヤー利用サービスにつづく制度として、北見市までのバス料金補助の検討と具体的な考え」についてのお尋ねであります。

町政執行方針でも述べさせていただきましたが、お年寄りの方が健康で安心して生活できるまちが理想であり、特に、日常生活における通院、買い物、趣味や学習、レジャーなど、より便利で安心でき、暮らしやすい地域づくりを進める上で、足の確保は、非常に大事な施策であると考えているところでございます。

本年度は、年度途中からとなりますが、町内のどこに住んでいても一定の料金負担で、町内移動が可能となるように75歳以上のお年寄りを対象とした高齢者ハイヤー利用サービス事業を実施することとし、関連予算を今議会に提案させていただいております。

また、路線バスを利用して北見市内の医療機関に通院などをされているお年寄りの費用負担が大きいことから、来年度に向けては、高齢者ハイヤー利用サービス事業と同様に75歳以上のお年寄りを対象に、生活の足の確保と充実を目的に既存制度との整合性を図りながら、北見市までの路線バス料金負担軽減策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、訓子府・北見間の路線バス運賃が、往復1,100円、障がい者の方ですと5割負担で550円、このため、これを若干上回る程度の料金で、利用できるような制度を考えております。

なお、軽減措置の方法については、補助金方式が良いのか、委託方式が良いのか、利用しやすい方法を検討してまいります。

今後、北見バス株式会社など関係機関との協議に加え、まちづくり推進会議や広く町民

の皆様のご意見もお聴きしながら、制度設計を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「町道南12線と相内線交差点の交通事故対策」についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり交差点の交通安全対策につきましては、過去の議会でもご意見をいただいている箇所ですが、町といたしましても死亡事故には至らないまでも、多くの事故が発生していることなどから危険交差点の1つとして、交通指導員2名を配置した啓発活動や北見警察署をはじめとした関係各方面、機関に交通規制の要請を続けているところであります。

昨年、議会で答弁させていただきましたが、北見警察署長から現地の状況や車両、歩行者通行量などから、速度規制の実効性に疑問を出されたことなどから、本年度は、道路管理者として、設置が認められている路面表示施設を5月に設置したところでございます。

既にご覧いただいていると思いますが、交差点の優先道路であります町道相内線に「速度落せ」の路面表示を設置し、交差点より北側の1つ目の小さい曲線の南に向かう車線に走行時に視覚効果で立体的に見えるシートを試験的に採用した中で、速度抑制の注意喚起を図るものでございます。

いずれにいたしましても、スピードダウンや一時停止などは、運転者のモラルによるところが大きな部分を占めておりますが、今後ともスピードダウン徹底などの交通安全啓発活動を地域と一体になり行うとともに、法的規制につきましても関係機関に要請してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の「特別職報酬等審議会の内容」についてのお尋ねであります。特別職報酬等審議会は「訓子府町特別職報酬等審議会条例」に規定されている町長の諮問機関であり、議会の議員の議員報酬の額並びに町長・副町長及び教育長の給料の額に関する条例等を議会に提出しようとする時に審議会の意見を聞くこととなっております。

審議会の委員につきましては、町内の知識経験者5名で組織され、必要の都度町長が委嘱し、審議終了後に解職されるものでございます。

なお、平成23年3月29日の審議会は、JAきたみらい運営委員長、北見信金訓子府支店支店長、訓子府商工会代表者、民生委員協議会会長、訓子府町町内会連絡協議会会長で組織し、審議されたものでございます。

また、開催時期につきましては、先ほども説明しましたが条例改正等を議会に提出しようとする時期でありますので、不定期の開催となっております。

会議録や審議経過などの速やかな情報公開につきましては、本年4月から図書館に開設した「まちづくり情報コーナー」へ設置することや「まちづくり推進委員会」などの各種会合で説明することも検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上「菊池町政2期目の町政執行方針について」ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） まず、最初の関係から入っていきたいと思いますが、4年前に私が、菊池町長初登庁の時と思いますが、職員の給与も含めたあるいは、町民との公約の中で、確かこの話をしたと思うのですが、記憶にあるかどうかわかりませんが、選挙戦をぶり返す意味ではないのですが、高齢者の方々が非常に銀河線を期待していた。いつになった

ら山本さん銀河線が走るのですかと聞かれました。しかし、それは町長の公約であると感じがしていましたので、私はよくわかりませんが、そのようなことを言っているのであればあるかもしれませんぐらいのことだったのですが、私は、4年前の公約の残りだと判断するぐらいバス料金の減額、補助は、価値があるものと思っています。これはずっと農業をやっている方については、結構、車の免許を持っていたり、家族が送り迎えをしていることはありますが、まちの高齢者の方は、独り暮らしあるいは、もう免許を持たない方で、当時、銀河線だけを利用し、今、説明の中にありましたように病院の通院が多かったという時期だと思いますし、それがバスになったことによって、非常に負担率が高く、負担が多くなり、北見になかなか出ることができないとの話は聞いていたのですが、今回、たまたま北見区域まで、足を延ばしたいということが、この中にありますから、大変皆さん期待していると思うのです。特に、町民の方は、これだったら北見市と合併していれば、温根湯、常呂へ行こうがみんなただだったので、合併したほうがよかったという人も中にはいるのですが、そのことから考えるとむしろ本当に無料とは言わなくても今の説明の中で、1, 100円、障がい者の方が550円と言ったと思うのですが、思い切った予算にはなっていないが、良い事業と判断をしてもいい案件でないかと感じがするのですが、この点について、もう少し考えを聞きたいと思うのですが。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成19年は、私も鮮明に記憶が残っていますが、山本議員からの質問だったと思いますが、あなたは立候補にあたって銀河線存続の可能性についての公約をあげた。そのあなたが銀河線の鉄道を撤去するのか。ある意味では、交差点の切り盛りを下げるという決断をするのかとの質問をいただきました。私はその時に2つのことを申し上げた記憶がございます。私自身、鉄道は残したい。あるいは銀河線を走らせたいとの思いは今も変わらない。

しかし、現実的に私が町長になった5月1日ではなくて、前年の平成18年4月20日に鉄道は廃止になり、その可能性はDMV（デュアル・モード・ビークル）などのことも含め、可能性はないかを私自身は検討してまいりました。それは、陸別の金沢町長、置戸の井上町長、北見市の神田市長は、廃止論者の先頭でしたので、聞くまでもないと思いましたが、訪ねて歩きました。今さら何を言っているかということも含め、その可能性はない。特に、置戸―陸別間については、鉄道がもう崩落している状況で無理との意見をいただいて、私はある意味では、決断をさせていただいた。その意味では、住民に期待を持たせた部分もあるが、政策の変更を決断させていただいた。このことは、交差点の切り盛り部分を下げることが、既に前政権の中で、政策予算として、道庁や何かの補助金や国の交付金等々ものが、既に手続きが済んでいることも含め、現実的にはそのような決断をせざるを得ない。それは逆にいうと銀河線検討委員会の中での激しい議論の中で、鉄道の売却も含めた決断をするに至った状況がございます。

それと関連して、私はこの準農村の足の確保は、最重要課題と再三にわたって申し上げておりますし、その意味では、昨年から実施したデマンドタクシーは、私自身が広島県下で合併が進んでいる町等を視察した中にデマンドタクシーの状況を見てまいりました。しかし、一方では、タクシー会社が経営を続けている点では、町営のデマンドタクシーを走らせることは、民間ハイヤー会社の営業に関わる問題も含め出てきますので、その点か

ら、営業ハイヤー、タクシーをそのまま存続させる前提の中で、午後2時から5時まで走
ることをやってみました。しかし、1年間のテストケースでしたから、この3月31日で
終わった。政策的な予算として、新たにタクシー料金の基本料金を払えば、520円で町
内どこでも行ける施策を政策として、提案させていただき、今日の議決をいただいた段階
で、75歳以上の方は、町内の移動が520円の基本料金でできるとことが、可能になる
ことであります。それは所得制限などではなく、あくまでも75歳以上のすべてが対象で
す。

さらに教育委員会のご理解もいただき、スクールバスの乗車申請していただければ、ど
なたでも実践会から市街地に出てくるスクールバスを利用できることにさせていただきました。
このことは、医療や福祉の問題もさることながら、ある意味では、中心市街地に買
い物にくることも含めた広い意味での足の確保は、非常に大事であることがまず1点目で
あります。その点では、政策の具現化、より具体的なことで、今、タクシーを基本料金5
20円のみは、まず第一弾です。

もう一弾は今、議員から言いましたように銀河線存続の中で、この沿線市町の金沢陸別
町長と井上置戸町長と現在の小谷北見市長と私の中で話し合っていたのは、1つは、通学
者に対する補助をするかしないかの議論がありました。これは本町以外がやらなくてもや
らしていただくことを言うと当時の神田北見市長が、補助については、銀河線沿線だけ
ではなく仁頃高校や常呂高校に行っているのもいる。そのいうことをさておいて銀河線沿線
だけにならないとの論議もありました。

しかし、銀河線を廃止した経緯の中で、北見に通学している生徒は、3分の1の補
助、北見市などから訓子府高校に通学している生徒には、3分の1の補助以外にもさらに
減額補助をするということで、子どもたちの足の確保を何とかしたいことで、現実に至っ
ております。

もう1点は、今、議員からご指摘のありましたように、北見まで通院、買い物等々の高
齢者の足の確保については、今の1,100円のままにはならない。それから障がい者の
補助が、2分の1で、550円で往復できることもございますから、その点で言うとそれ
を1つの目安にして、これからまちづくり委員会等の意見もいただきながら、金額等につ
いては、さらに検討し、具体的にこれから詰め、できれば来年の4月から実施の方向で進
めたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 今の説明によると障がい者の方は550円。それから一般の方
が、往復すると1,100円だと思うのですが、若干上回るのは、どのところまでの判断
なのか1つあります。もう少し説明をしていただきたい。

それから今、ハイヤーの話では、ずいぶん皆も歓迎している。大変助かるとの意見が多
い中で、つい最近ですが、1日5百数十円で乗れると勘違いして聞いている人もたくさん
いるのです。最初からこんなことを言うてはどうかと思いますが、高齢者の方たち
には、きちんと文章化し、大きな字でわかるように丁寧な説明をしなければ、いろいろな勘
違いをし、また、菊池町長は、何てことになりますから、ぜひ、その点も含め気をつかつ
た答弁等々をしてもらいたいと思います。この点については、農業の方は、先ほども言っ
たのですが、車の免許を持っているので、非常に少ないとは思いますが、しかし、80歳を

越えてくると返上する人もいますから、その人たちが、今度はバス、ハイヤーなりに乗って、今度はバスに乗って行けばいいということなので、町の中に多いと思いますが、自分も今年の春、ショックを受けました。仲間が本町を離れたのです。役場の方も町長も見送りに来てくれたのですが、彼に提案したことがあったのです。このような話をしているのかどうかわかりませんが、そのような人が多いということなのです。自分たちの子どもたちがそばにいない。そして、高齢化し、夫婦のどちらかが欠けたら、2人とも免許を持っていたらいいのですが、1人欠けたらもう通えない。このバス賃では、とっとも年金だけで生活ができなくなるし、家は売れなくなる。非常に将来を心配していることを聞いたのです。その内容は、病院に通う回数が多くなったこともあり、先を見た時には、大きな街か北見市あるいは遠くの大きな病院、大きなデパート、大きなスーパーもあるところに行くことが一番いいと思うが、お前どう思うということになり、家も売れないし、どうしたらいいかということでした。今のうちなら売れるのではないかと声かけたので、すぐ行動を起こし、離れることになったのですが、人口が減ったことは非常にまずかったと思うのですが、その2人とも免許を持っていないこともありません。そのような家族がたくさんいます。片方が欠けるともうこの町から、子どものところか大きな街に行くのか、最近どうも売家が多くなっていますし、そのことから考えるとバスは、通院の場合、無料で北見に行けることになれば安心してこの町にいれると思うのです。銀河線がなくなったことで、やはり、そのような方向を皆が考えており、その方向に傾いていることが事実であります。その点も考えて、思い切った対策で訓子府の人口を守る意味から考えてはいかがかと思います。提案になるかもしれませんが、町長の考え方、また、さらに何かいい案があればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実は、障がい者の関係で言いますと法律の中で、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が、バスを利用する場合は、運賃の割引が受けられます。割引率で言いますと50%、第一種では、本人と介護者1名、第二種では、本人のみが2分の1をバス料金の割引になると法律でバスの規定があり、2分の1になるとなっているものですから、職員の議論の中で、その2分の1を下回るようなことがどうなのかとの議論がまだ経過途中にありますので、今、この法律でうたっていますバス2分の1を超え、例えば70%を補助することが現実的にどうなのかの議論をまだ精査していないところが本当のところですので、まずは、障がい者の身体障害者手帳を持っている方の550円を若干超えるぐらいの部分という言い方はしていますが、中身的には、身障者手帳を持っている人よりも安くすることになるとその人たちは、手帳を提示しなくてもこちらの方を利用することになる。年齢を越している人はです。それから年齢を越していない人は、身障者手帳を持ちながらということもありますので、なぜ本当は今年7月からやらないのかは、制度の問題も含め、さらに中身を具体的に検討しなければいけないということで時間を少しかけさせていただきたいことで、来年4月ということが1つです。2分の1には、最後までこだわっている訳ではありませんので、少し柔軟に私自身も考えていきたいと思っています。

それからもう1点、特に質問はないのですが、車いすでの移動の要請もございます。これは、タクシーで割引はいいが、車いすで乗れるタクシーがないことで、今、陸運で新し

い補助制度事業なども出てきておりますから、できれば、私どもが購入するのか、あるいは民間が購入するのも含め、より広くタクシーを利用できるように、車いすの利用できるタクシー導入を含めたことも、これからやはり詰めていかなければならないということです。

今、バス料金の補助は、現在4分の1なのです。私自身が町長になった前年から銀河線がなくなった。いずれにしても足の確保をきちんとしていかなければいけない。これがもう大命題ととらえていますから、山本議員が言われるように、まず、その点でタクシー、そして、バス、それから今度は車いす等の対応も含め、広く利用でき、格安にする考え方を持っておりますので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 参考に聞いていいですか。例えば、銀河線廃止直前時の単価は、もう忘れていますが、このぐらいだと当時の単価になるようにすることを単純な判断基準にした場合、そこまでいかないのですか、この金額では。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 片道330円、往復で660円が最終値段でした。あの時でも経営上の問題で500円までもっていかなければならないとの議論がありました。あの時の最終値段が330円の660円です。

すみません、最終的には880円になっていました。片道440円掛ける2で880円です。往復で880円です。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 半額になるとほぼ町長の公約どおりに近い金額になるということで、公約が守られた感じがするでしょうし、町民も大変喜ぶと思いますので、最後になりますが、先ほど例をあげたように、だんだん訓子府から高齢者というのか、我々の代から上の人たちが将来を考えているようなことを念頭に入れていただきまして、できるだけこの町から人口の流出を防ぐ。おそらく、ここにはその年代の人はいませんが、定年が近くなったら、そのようなことを考えていくと思いますので、ぜひ、そのことも念頭に置いて、さらなる人口流出を防ぐ対策を切に望んで、次に入りたいと思います。

それでは、2番目の関係になりますが、交差点の関係で、今、旧相内線側に徐行するような案内を舗装にしています。あれが、五十何万ということですか。それともさらにこちらの南12線側もやるような予算ですか。まず、そこを聞きたいのです。最近自分の地元の人が、こないだその交差点で事故にあったものですから、非常に関心も高くて、あのままではなく本線の「止まれ」の所にきちんと付けるべきでないのかとの意見も出てきて、よくわからないので、多分本線側もやると思うので、もう少し待つてほしいとの答弁しかできなかったのですが、その点について、どのようなことになっているのか、具体的にお願いします。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、町道南12線と町道相内線の交差点の関係で、本年、実施しております交通安全対策工事の関係で、ご質問がございました。本年度につきましては、先ほど町長から答弁したとおり昨年の議会答弁によりまして、相内線の速度抑制対策として、道路管理者が、できる範囲の中で実施したことでございます。議員の言わ

れるとおり交差点の直近に「速度をおとせ」を上り下りともに注意喚起のために設置した
ことと先ほど町長も申し上げましたが、北側の1つ目の小さいカーブで、どうしても速度
を落としてほしいこともありまして、そこにソリットシートという商品名なのですが、視
覚的に圧迫感を与えるような部分と「速度おとせ」の標識を同じ形で設置してございます。
結果といたしましては、請負費で39万9千何がしで、本年につきましては、一時停止の
部分については、若干、ゼブララインが少し古くなっていますが、一時停止について
は、現状のまま様子を見たいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 河端議員が一般質問で、多分2回ぐらいはやっていると思います
し、その時は、そんなに危険かという感じだったのですが、河端議員の再三にわたる一般
質問のあとは、できるだけ、通る時には通っている状況を見ていたのですが、やはり南1
2号を止まらないで走っていく車をたまに見るのです。赤なのに止まらない。今の相内線
の工事で速度をもっと落としてもらう。徐行だから落としてもらうのは当然と思っていま
すから、いい結果が出ればいいと一方では思っているのですが、南12線側は、赤信号で
「止まれ」なのです。このあいだの事故もどちらかというところとて、1回止まってす
ぐに出たのか、細かいことはわかりませんが、地区の女性は、軽四輪でしたが、奇跡的に
あれだけ潰れて問題はなかった。今、通院はしていますが、まず、あそこの道路の歩行者
は、必ず止まる。止まらなければならないという意識を持たせるような、啓発表示板な
ど、何かを考えなければ、あそこはいつまでたっても事故が起きてしまうと思います。

余談になりますが、あの事故の2日後に、旦那さんが残念ながら亡くなりました。これ
は事故と関係ないのですが、もし、あの時に何かあったら、家族は大変なことになってい
たとなると死亡事故死ゼロ日数を延ばす、町民の生命、財産を守る観点とさらには、車
はいくらでも買えますが、人の命は買えないことがありますから、ぜひ、そのことを念頭
に置いて、まず、止める側は、必ず止まらすという意識を高めた対策を打つべきでないか
と思うのですが、その点について、何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、南12線側の交通規制ある側の注意喚起をもう少し
したほうがいいのかとの再質問をいただきました。確かに昨年と19年に河端議
員からご意見もいただいておりますとおり町といたしましては、あそこの交差点に3灯式
の信号を設置していただきたいことと歩行者保護のために、横断歩道の設置も要請をして
いるところでございます。各質問の中では、いろいろと答えさせていただきましたが、ど
うしても北海道の予算が不足していることで、町長から警察署長に、町で設置し寄附する
からということまで言うていただきましたが、警察からは丁重に断られた部分があり、そ
の意味からいきますと町の戦略的な部分で少しずつなのですが、今年40万円をかけまし
たが、少しずつあの交差点に規制をかけられるような構造にしながら、公安委員会、警察
等へさらに強力な要請をしていきたいと思っております。

あわせて南12線側ですが、なかなか対策としては、今、ゼブララインを引いていまし
て、今言われたことや今やったような下に路面標示する喚起もなかなかできないこともあ
りますが、さらに何かいい方法がないか検討いたしまして、さらに進めていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 大きな事故にぜひならないように、交通事故死ゼロをさらに延ばす意味も含め、ぜひさらなる努力をいただきたいと思います。南12線については、まず止まればいくらカーブから来ても問題ない場所ですので、止まらないのが一番の原因ですので、まず、その意識を持たせるアイデアも含めた対策をぜひ期待をしております。

次に、3番目になる第7の行政改革ですが、重複するところもあると思うのですが、これについて、何点かだぶるところもありますが、お伺いをしたい。

特別報酬審議委員会の構成人数は聞きましたからいいのですが、どうも過去に、自分も2回ぐらい、もっと具体的に中身を教えてほしいと言っても教えてくれない。議員定数を削減しても、まだ議員の給料が高いというような意見もあったとの話を聞いた時に、どのようなメンバーで、どのような話になっているのか、本当に我々の前で説明をしてほしいぐらいの気持ちで何回か聞いたことがあります。今回は、たまたま改選期であり、町民もいろいろありますから、いろいろな苦情など、いろいろなことが出ているというような感じがするのですが、ぜひ、このようなものについては、町民に公表できる。中身も図書館に行けば全部わかりますと付け加え、町民に誤解を招かないような体制を今後ぜひしていただきたい。オープンにしていいただきたい感じをしております、この問題に関して、いつまでも同じことを言っていられないと思ってあげております。

私は行政改革の中で副町長を置く、置かないというようなことについて、自分のほうに来ることもあります、自分は当初から副町長は置くべきと思っていた本人なので、置いて当然と思っています。それから町長のマニフェストがうんぬんという話もありましたが、これは当分の間と町長は、もともとと言っているのだから、だからそこを詰めるものではないというようなことを自分なりに説明したつもりですが、それでも勘違いしたりするなど、いろいろなことがありますので、この点についても、町長は、今度、副町長がいますので、町内どこへでも出て行って説明する機会ができたので、これからはたくさん出てくると話もしていますので、ぜひその機会にでもいろいろな誤解を招かないような説明なり、今後に向けての考え方などもぜひ前向きに説明をしに歩いていただきたい。健康に気を付けて歩いていただきたいと思っておりますので、ぜひ誤解のないように、先ほど言ったように1日乗ってもハイヤーが500円というような噂が出てくるのです。飛び上がって喜んでいるのです。違うと言っても理解されません。町長はそんなこと言う訳ないと思いますが、それをやったらハイヤー会社がつぶれるよと止めておきましたが、そのように話は段々大きくなってきますので、ぜひ説明しにいくようなことでお願いをしたい。このことについて、この通告書を出した後に町長から副町長がいるので、今度は地域をまわって、いろいろな会合に出て説明もすることを言われていましたので、私からは、この件については、この程度におさめたいと思います。総体的に何か言うことないと思いますが、町長ありましたら、副町長から何かあるのですか。それをお伺いして私の質問は30分と言ったのですが、少し伸びました。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 時間もありませんので、端的に申します。報酬審議会の件ですが、一番最初に町長の答弁でお答えしましたように、不定期との言葉があったと思うのですが、この部分につきましての状況をお知らせしておきますが、実は、職員給料の部分

は、人事院勧告等で変わる時に大体あわせて議員の皆さんにもお知らせしているところですが、それが大体4月1日にさかのぼって、大体出るのが8月末になりますので、大体11月に臨時議会を招集し、提案させていただいていますが、それにあわせて、本来、特別職の給料と職員給料とは別なものですが、一応、職員給料のことがあり、社会的な考え方もあると思われるので、報酬審議会を開催しているというのが実態であります。概ね通常は、人事院勧告にあわせている部分で、給料の本俸部分が変わる分については、11月に開催していることが多くて、人事院勧告があるか、ないかで、変わっていく部分が多いので不定期に開催している状況になっております。状況については、そのようなことで不定期になっているもので、必ずしもあわせるものではございませんが、議員の皆さんにもその旨お知らせし、今のような状況になっていることでご理解いただければと思います。

情報公開の部分ですが、今までは、隠すものでは何もございませんでしたが、出すような部分の方法といいますか、こちらの都合かもしれませんが、ありませんでした。先ほどお答えしましたように今回からは、図書館に置く、インターネットに載せるなどの部分については、公表してまいりたい。決して隠したくて隠しているのでもなく、出たくないという意味ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの答弁漏れも若干関連してございますので、例えば、タクシー利用をもっと広報できちんとやるべきでないかとのことですが、高齢者の方は誤解をするので、大きい字ということも含め、とりあえず7月号広報で、まず周知をさせていただきます。この間もゲートボール協会で、ご挨拶を申し上げた時に、私は、たいいてい時間があつたら、ゲートボール大会などに行きますと全部まわるようにしています。挨拶が終わってからゲームがはじまっている時にまわっていろいろな話を聞きますが、中には、片方が75歳以上で、例えば、亭主は75歳になっているが、私は65歳ですが、この場合はどうするなどのいろいろな質問が予想どおり出ましたので、内容を説明したりしていますので、私は今年、老人クラブをできるだけまわりたいと思っていますので、このことも少しずつ浸透させていただくように努力してまいりますので、この点でいきますと情報をより正確に伝えていくことを今後も怠らないでやりたいと思います。

議会においても何度かお話していますが、情報の非公開は、原則として、法律に基づくものと個人のプライバシーに関することは公開できない。それ以外のものは、原則的には、当たり前のように隠すことはないと思っていますので、報酬審議会もかなり以前の何年からはじまったのか正確には調べていませんが、おそらく昭和52年と思いますが、渡辺義夫町長の時から始まっている。そして、佐藤町長、深見町長と不定期ですが、大体構成メンバーは、現在と同じ形であり、1つの算出根拠として、管内の市町村長給料、それから町内の企業の経営者の給料等も参考にしながら、その中で議論をしていただき、報酬はいくらが望ましいのかの答申をいただいている。今回は、条例で決まっている報酬に対して、特別職については、5%の削減が望ましい。職員は既に2%と決めておりましたので、議員等については、それらを参考にしながら、議員に判断いただきたいとの答申とします。

ここで、若干時間がありますから、少しお話させてもらいますが、例えば、6月22日の

道新で白老町の例が出ています。これは議員報酬が安すぎる。もう少し高くしないから、若い町議会議員が、50歳以下の町議会議員が出ないということで、白老町長は相当気にしているようでございましたが、非常に微妙な問題があり、選挙が終わるまではできないのではないかと動き。それから美幌町でも政務調査費をめぐる、議会と町長でかなり論争が続いており、まだ決着がついていないと思うのですが、私自身は審議会で答申されたものを1つの基準としながらも政治家として、どのように判断するかは、また別のものを参考にしながら、やはり政治家としての姿勢を打ち出すというのが基本と考えておりますが、ある意味では、尊重しながら、それから議会の報酬に対しては、これは町長が何%議員報酬を下げなさいとか、下げるべきとは、言うべきではないと思っています。むしろそれは立法府の議員が主体的に議論した上で自主的に提案をすべきものと判断していますので、あくまでもこれは参考であり、中身的に、ある意味では、公開をこれからも懸命にやっていかなければならないと思います。

それから、私自身の副町長を置かない。町長の給料を50万円以下にする約束。これは、経済の伝書鳩や役場にも直接、公約違反ではないのかとの電話をいただいたりもしていますので、これは申すまでもなくて、昨日もお話しましたように今回の選挙については、無投票ということで、自分の政策を事前に周知する時間がとれなかったこともあります。改めて今度のまちづくり推進会議等できちんと説明し、あるいは声がありましたら、それらにはきちんと答えていきたい。

理解していただきたいのは、4年前の公約なのですが、今は本物がなくコピーしかないので、9つのマニフェストで、私は9つの約束として、9項目の約束をしました。しかし、緊急的なこととして、厳しい財政状況を踏まえて2つの項目を追加し、これはマニフェストというよりも緊急的なことで、副町長を置かない。給料を50万円以下にする約束をしました。そして、議会の提案で、本則で73万円を附則として、一定の期間を50万円以下にする。これは当然議員も3%落として、今年4月をもって元に戻す条例にしました。これは財政の推移を見ながらということも私自身は考えていましたので、おかげさまである一定の目途がついたことで、3月に本則へ戻し、次期町長がどのように町長の給料にするかということ提案するのが筋として、今回、私は73万円の金額に対し、町長は10%の削減をさせていただき提案をして審議をいただいた経緯がございます。ちなみに今、管内斜里町で、19年に立候補した村田町長は給料を50%削減しました。残念ながら、今回の選挙で落選しましたが、しかし、彼も3月議会で正常の77万円の給料に戻しました。5月から町政を担う馬場町政に確認しましたが、77万円の給料で進めるとのことですので、私自身の給料は、今、管内的には一番低い、状況でございます。そのことがいいのかどうかは、むしろ政治家としての決断でありましたので、提案させていただいたことで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） ここまでできましたので、もう少しいろいろ含めて伺いますが、たまたま今年は、選挙年だったことがあります。前回のマニフェスト問題もありますし、町民も多少は、びりびりしていたところもあったと思いますが、やはり、我々は政治というものがある程度このようなものとはわかりますが、一般町民は、本当に素直なところがた

くさんありまして、そこにまた誤解も生まれることがあるのですが、やはり懇切丁寧に今、町長が言われたように経過等々の説明をぜひ今後も続けていただければ、このような問題が出てこないと思います。それから我々も不定期ということをよく知らなかったです。前回は、この時期でなかった。変だと思いましたので、伺ってみましたが、この不定期であることは、町民も知らないと思います。この不定期で開催していることがあることもわからないと思います。いずれにしても冒頭申し上げました高齢者の方のバスの補助は、早めに高齢者の方々に知らせることが親切と思っていますし、できるだけ早い時期にその体制に入られるように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 9番、山本朝英君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで、午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず、最初に議案第39号の質疑を許します。議案書46ページでございます。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今回のこの乳幼児等医療費の助成に関する中で、8月1日から施行になりますが、該当する人数は、どれくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 現在、所得制限で停止され、該当していない方が、子どもの数で、30人ほどおりまして、今、該当している乳幼児が426人ですので、この制度が、はじまりますと全部で456名が対象になります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第39号の質疑を終了いたします。

次に、議案第31号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、議案第31号について、何点か質問をしていきたいと思っています。ページ数からまずいきますが、8ページの総務費の目でいけ

ば、企画費になりますが、町制60周年記念事業に係ることではありますが、この中で臨時事務員に対する予算確保と講師謝礼についての予算措置がされている訳ではありますが、内容について、説明をお願いしたいのですが、特に、臨時事務員については、期間も含めて、いつからいつまでの期間を雇用するのか。それから講師謝礼につきましては、講師としてどのような方を現時点で考えておられるのか、これについてもお聞きしたいと思います。まず、1点がそれです。

続きまして、13ページになりますが、農業振興費に係るところであります。その中の説明欄にあります、地域農業再生支援システムソフトとして、14万2千円が計上されていますが、この内容について、多分説明であったと思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

続きまして、14ページになります。農業基盤整備事業費の中に係りますが、この中の説明欄の説明をお願いしたいのですが、その中の委託料として、^{みどり}水土里情報システムネットワーク導入業務、この内容について、予算の積算、根拠内容について、説明をお願いしたいと思います。

それとあわせて、集落営農活動支援事業についても、内容を説明していただきたいと思います。

19ページになります。教育費になります。教育費の中の保健体育費、保健体育総務費に係る項目ではありますが、その中のこれも説明欄に書いてありますが、スポーツ少年団活動補助金として、88万円計上していますが、これの積算根拠と大体どのような用途かはわかってはいるのですが、現在のスポーツ少年団の状況も含めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 細かな中身については、各担当課長から説明をしていただきますが、8ページの町制60周年に関連して、どのような講師を予定しているか、現時点での考え方でございますが、内部検討の中で、少なくとも21世紀の訓子府町の未来を考えた時に、従来から話していますように地方自治をめぐる問題、それから、TPP等を含めた農業の将来に関する問題、最近で申しますとエネルギーのありようの問題で、直面していただける少々辛口のきいた講師を招きたい。その1人として、経済評論家の内橋克人氏を予定したいと今、内部で話しております。議会事務局長からお聞きしましたら、北海道町村議会議員研修会の講師が内橋先生と聞いてびっくりしたのですが、いずれにしても、もう少しローカル的というのか、地方自治などに的を絞り、引きつけながら、訓子府町の町政の今後に向けてのご示唆をいただきたいと考えているところでございます。あとにつきましては、各課長から答弁をしてもらいます。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案書8ページになります。総務管理費の10目、町制60周年記念事業費に係る賃金の部分でございますが、この臨時事務員賃金につきましては、40日間計上してございます。事業としましては、ふるさとアルバム事業として、説明にもあったのですが、昨年から公民館ロビー等を利用いたしまして、昔の訓子府の写真をたくさん町民の方にご寄贈いただいた中で、その写真等の整理や後ほど講師の部

分でも説明しますが、若干、展示会などもやっていこうということで、その部分を整理する事務員でございます。

続いて、先ほど町長からもありましたが、講師謝礼の部分での記念講演については、町長が言われたとおりということでございます。ふるさとアルバム事業につきましては、若干、展示会とあわせて講演もいただきたいと思いますので、講師謝礼については、ふるさとアルバム事業での講演が2万円、先ほど言った内橋克人先生の記念講演については70万円です。

それと事業の中に「くんねっぷアートフェス～みんなだれでもアーティスト事業」をこの7月15日ぐらいから第一弾をはじめる予定でございますが、そこの講師といたしまして、福祉関係での講師になります。20万円、その他、作品の出展者の謝礼や協力員、協力団体等の謝礼の金額を含め、合計107万円になります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書13ページの農業振興費の中にあります18款、備品購入費、地域農業再生支援システムソフト14万2千円についてのお尋ねをいただきました。このシステムソフトにつきましては、戸別所得補償制度のとりまとめを行っておりますが、そのデータ入力、面積等の集計、帳票出力等を行うパソコンのプログラムでございます。その14万2千円につきましては、国の戸別所得補償制度推進事業費補助金としまして、事務費になりますが、全額補助でございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） 14ページ、5目、農業基盤整備事業費、13節、委託料、33万6千円、説明の内容にあります水土里情報システムネットワークの導入事業の内容ですが、訓子府町内の航空写真と地番図を重ねあわせました図面をインターネットによって見られるようなシステムでございます。これは、当初年間使用料としまして、3月の当初予算において、11万2,500円を承認していただきました。当初、考えておりましたのは、通常のインターネットによって見られるような状況でございましたが、導入する段階で、それぞれ町税、国保の基幹的な業務がございまして、それと財政的な部分の基幹的な業務が実際に入っております。それもインターネットによって、取り入れている状況ですので、新たな水土里情報システムを導入する場合については、コンピュータウィルスの侵入防止対策強化として、別システムにする費用でございます。この説明に書いてあります14ページの農業基盤整備一般経費総額で、42万5千円をここで計上されています。そのうちの委託料で、33万6千円です。

その内容については、インターネットのモデムで、電話線からインターネット接続の機械、1万500円。

ルーター、インターネット回線の分配器、6万6,150円、これは一応、不正アクセス防止付のルーターでございます。

あとインターネットを受ける端末のパソコンでございますが、容量が小さいとのこと、メモリを増強しており、この費用が1万185円。

それぞれ3つの機械の設定費用としまして24万9,165円、合計で33万6千円と

いう金額になります。

そのほか42万5千円の内訳としましては、消耗品1万3千円、通信料7万6千円の合計で42万5千円であります。

導入の場所ではありますが、現在、農業委員会、建設課、担当であります農林商工課に各1台の計3台の機械を導入することを考えております。

前段で申し上げましたとおり基幹業務が入っていない場所の別回線になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点、説明の右側にあります集落営農活動支援事業28万円については、昨年まで、農地・水・環境保全向上対策事業によります事務費相当額でございます。昨年度、国の事業名称変更によりまして名称が変わっておりますので、その名称につきましては、収入で出ておりますとおり農地・水・保全管理支払事業補助金で、内容は同じなのですが、国の名称が変わったことで、このような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） 保健体育費、1目の保健体育総務費の19節、負担金、補助及び交付金の説明欄でスポーツ少年団活動費補助金の88万円の内訳と少年団の現況について、ご質問をいただきました。

スポーツ少年団は、7団体が活動しておりまして、種目を言いますと剣道、野球、バレーボール、スキー、水泳、サッカー、居武士地区でのスケート、計7種目があります。団員数ですが、平成22年度の実績で合計251名で、かなり多くの子どもたちが活動している現状でございます。

また、全少年団の活動の例会を積算しまして合計で795回、平均で100回を超えており、かなりの活動をしているのが現状でございます。

88万円の補助金については、そのうちの認定指導者を全日本で登録しなければいけませんので、その部分を若干補助しています。平成22年度の実績で約3万円、そのほか85万円については、一定の率をもって、各少年団に配分をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 1点だけ再質問しますが、14ページの先ほど説明いただいた^{みどり}永土里情報システムの関係ですが、内容はわかりましたが、これを導入することで受益者に対する効果、どのような働き、役割をもたらされるのか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） このシステムに係わって利用の関係ですが、まず、航空写真になりますが、現在の航空写真については、平成9年現在の航空写真のみの状況であります。それにかぶさっている地番についても現況に近い地番ではなくてはならないことが、まず1点ありまして、今回のシステム導入によって、平成22年現在の航空写真を利用しております。

それと地番のかぶせ方については、現在運用しています実際的には7月から契約が始ま

りますが、昨年12月末時点の地番として、現況で入っておりますので、説明の仕方としては、今に近い現況が入っているため、平面から見るだけではなく、上から見るができる。単純に地番だけではございませんので、1つ目はそのような使い方、2つ目は、耕地図が入っており、それぞれ耕作されている作物は、まだ入力していないのですが、機能的には入ることができることでございますし、現在、入力作業中ですが、基盤整備など、過去に行われた履歴を入れておりますので、それぞれの農地に対しての履歴が蓄積されることで、今後の基盤整備に対しての利用度が高くなることで、導入しております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 何点かお伺いいたします。

はじめに6ページの町債について伺います。今回、過疎地域自立促進特別事業債が1千万円増額になり、この中から高齢者ハイヤー、乳幼児医療費、町内会活動などに充当されるということですが、この過疎債についてお伺いいたします。これは22年度から27年度にかけて、ソフト事業にも使えるものとして、昨年から出てきた過疎地域自立促進特別事業債と思いますが、予算で5千万円が1千万円増額になったこととこれからの見通しについて伺います。

8ページ、企画費、13節、委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務ですが、先ほどの一般質問の中でもいろいろありましたが、基本料金を超えたものをと考えていいのですか。それが月4回、75歳以上の方が対象になりますが、一方で重度身体障害者交通費助成もタクシーチケットがあります。これは月3回、年間36枚のタクシーチケットは、基本額分を補助していますが、この中で今回のハイヤー利用サービス業務として、タクシーチケットにすることにあって、この重度障害者交通費助成のタクシーチケット分との兼ね合いをどのような協議をされたのか、これで言いますと障がいを持った方のタクシーチケットより、75歳以上ですと高齢者ハイヤーを利用することが得になると思います。その辺、どのような使い分けを考えているのか。利用者の使いがってのいいほうを選択していいのか。また、市街地と町内に近い方との関係もありますが、その状況をお知らせください。

11ページ、児童福祉費の中で今回、広域入所委託料として、92万7千円、この財源内訳として、個人から54万円保育料としていただき、一般財源から37万8千円になっていますが、今までこのようなケースがなかったと思います。これは具体的にどのようなケースなのでしょうか。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 歳入部分の過疎債部分ですが、これは、ご指摘のとおり前回の過疎債が平成22年3月31日をもって切れたことで、過疎法が延長されたことで、過疎債が平成27年度までの延長、そしてソフト事業が新たに対象になったことであります。これについては、財政力指数などによって、計算されるのですが、本年度については、約6千万円。ただ、充当する1千万円部分が、今回の補正事業で、歳入も含め、1千万円を留保していた部分で、前回の5千万円については、当初予算に付随する部分で上げたのですが、今回、補正に付随する部分で2回にわたる形になったのですが、そのよう

な事情であるとうご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 8ページの8目、企画費の委託料の関係ですが、こちらの該当者につきましては、月4回の利用分に月数を乗じた分の、差額分について計上しております。それで重度心身障害者交通費助成事業との兼ね合いですが、これにつきましては、福祉保健課とも協議させていただいておりまして、枚数の違いはございますが、両方の制度を併用することは可としており、重度心身障害者の方で75歳以上の方であれば、両方の制度を利用できることで、運用してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 11ページになります。11ページの3款、民生費、児童福祉費の一番下の児童福祉施設費の広域入所委託についてお尋ねをいただきました。広域入所委託料につきましては、92万7千円、そのうち保護者から負担金として54万9千円、その差が先ほど言われましたように37万8千円は、負担金を差し引いた額が一般財源になる訳ですが、まず、このケースは今までなかったケースでございまして、中身につきましては、共稼ぎの保護者であり、旦那は、朝7時からお仕事に出る。そして、お母さんが今回、産休明けによって、北見市の職場へ仕事に出ることで、子どもさんを訓子府町内にお連れすることが時間的にも無理ということで、北見市に仕事へ出る時、まず北見市の保育所に預け、お迎えもその人の勤務時間の関係から、便利であることで、広域入所制度での依頼があったことから、今回補正させていただくものでございます。一般的に、この広域入所は、里帰り出産などで多いようでございますが、今回は、このようなケースがありましたので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今の広域入所について、お伺いいたします。予算書を見ても今までなかったものですから、具体的に里帰り出産をされ、お子さんを常設保育所に入所、急に病気になったりしたことでの入所は、今までも何度かあったと思うのですが、これは町内に住んでおり、町外に働いている方で、町外の職場に近い保育園を希望されたということですが、この制度をいままで聞いたことがなかった。町外の人を受け入れることはあったと思うのですが、結構、町外で働き、町外の施設に預けたい方は、中にもいると思いますが、これは特別な制度ではなくて、これからも可能な限り、継続することでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 裏返しの関係にありまして、今回は、今までたまにあった里帰りの裏返しが起きたことであります。希望すれば広域入所できるのではないのです。簡単なものではなくて、仕事の状況や本当にお子さんを地元、うちで言えば訓子府保育園に通園させることが物理的に不可能な場合であり、子育ての観点から、子どもを大事にする狙いから、お互いに協力しあって子育てをする趣旨でございます。従って、今後においてもこのような事例があった時には、お互いの関係において、相談をし、協定を結んでやっていくということには変わりはありません。でも、滅多に起きるものではないような気がいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8 番、西山由美子君。

○8 番（西山由美子君） 8 番、西山です。11 ページのただいま河端議員から質問ありました広域入所委託料のうちのその差額の37万8千円は、どのような内容で、町が負担するものなのか、具体的に教えてください。

それから、13 ページの農業振興費の19 節、負担金の中で、北大サテライト、今回100 万円ですが、前回と比べての具体的な内容を教えてください

それから、17 ページの教育振興費の特別支援学校帰省費助成、71 万1 千円ですが、これは、お子さんだけなのか。付き添いなどはないのかどうか、内容を教えてください。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 11 ページの一番下の児童福祉施設費の関係で37万8千円を町でみることになりますが、その具体的な内容のご質問をいただきました。まず、37万8千円の具体的な内容は、本町の子どもであること。そして、訓子府町の保育所に入所手続きをする。そのことにより、本町の園児として、交付税の算定の数値にも入ってくることでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書13 ページにございます農業振興費の19 節、負担金、補助及び交付金の中の農業振興連絡協議会負担金、北大サテライト、100 万円の追加についてのお尋ねでございます。これにつきましては、冒頭、予算説明の中でも、副町長から説明がありましたが、基本的には、北大サテライトの博士研究員が変わったことと派遣している北大の事業を展開していく時の国の補助金関係で、これまで続けておりました食の安全、安心マイスターコースの継続、あるいは、昨年度まとめました女性後継者の農業経営参画に関する調査結果に基づくJAを含めた対応なども引き続き実施することが困難な状況が見えてきたことで、北大側と協議いたしまして、継続する意味で、人件費相当分を、実際には、300 万円ほどかかる訳ですが、本町分としては、120 万円。本町分といいます。訓子府町の農業振興連絡協議会負担金としては、120 万円を予定している。そのうち既存予算40 万円があることと今後、農協も負担についても協議を進めることから、今回、町費の負担としましては、100 万円を追加補正させていただいたものであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 17 ページの一番上の小学校費、教育振興費の特別支援学校帰省費助成の部分でのご質問がございました。付き添いの部分でございましたが、安全上必ず付き添いは付いていただく。この部分につきましては、父母の負担としてございます。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 申し訳ありません。先ほど1 点目にお答えしましたことで、勘違いをしておりましたので、もう一度答弁をさせていただきたいと思えます。

11 ページの広域入所委託料の関係のお尋ねでございます。北見市の認可保育所への入

所になりますので、北見市との契約でございます。北見市に支払うのは、国の定めに基づく国の基準があり、それに基づく運営費などの先生方の給料、一般管理費も含めたもの、さらに、あと暖房費などが出てきます。時期的によって、暖房費をあわせ、月々によって、当然、年中暖房費がかかる訳ではないですので、10カ月分と事前の慣らし保育を何日間か受けますので、その分を含めまして、来年の3月までで、今回の予算にあります92万7千円となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。7ページをお願いいたします。住民活動費の件ですが、町内連絡協議会活動費補助金であります、その下段にあります各町内会活動補助金をあわせると495万6千円、これは、前年度より9万1千円ほど減額になっておりますが、減額要因をお願いいたします。実践会は変わっておりません。

それと9ページをお願いします。町制60周年記念事業の内容であります、一番下段にあります植樹用の原材料の50万円がある訳ですが、執行方針の中にも示されておりますようにレクリエーション公園に60本となっておりますが、植樹する木の種類、それから植樹の時期とどのような方が参加してやるのか。

それともう1つ、実は、このような節目になりますと記念植樹を過去にもよくやりました。90周年の時には、桜を植えた。2001年の時には、2001本、1てん何haのところへ植樹をした。結果として、特に、見てみますと本当に、例えば、2001年に植樹した樹木は、あまりにも木が枯れて2001年の字を残すどころか、確か2、3年前か、もう少し前だと思いますが、管理を放棄し、諦めた状況で、今行ってみますと本当に草の中に埋まっております。しかし、看板だけがしっかり立っています。その植樹場所については、レクリエーションと公約にうたっていますので、その場所に60本を植樹するのでしょうが、過去の経緯として、記念植樹は、それなりにいいと思いますが、どの場所にするのかは、これから答弁すると思いますが、本当に町民が思いを寄せるような場所になるのか、木を見ることによって、60周年の節目を感じるような思いのものになるのか。私は、個人的な考え方として、もう少しレクリエーション公園のどの場所かいろいろ見たのですが、想像もつかなかったので、もう少し町民の目に留まって、これは50万円の予算をつかってやった記念とを感じるような方法として、場所、木の種類、本数については、もう少し検討するべきではないのかと思います。加えて、予算がないので、設置してないので載っていないと思いますが、この60周年記念に対する、委員会みたいなものがあるのかどうか。この執行方針の中に、具体的な数字が出ているのは、これはどのような経過があり、このようになったのか、委員会みたいなものはあるのか。できれば私は、その中で、今までの記念樹は、どのようなことになっているかを今一度やはり整理しないともったいないと思います。私は、この委員にはなれませんが、できれば町民が身近に考えるのであれば、さくらんぼの木でも植え、町民がその時になったら、そこに行って、さくらんぼの木で、さくらんぼを食べる。これは、記念の時に植えた木と身近に感じるようなことはどうなのかと感じておりますので、予算計上した時の経過として、この植樹について、どのように考えているのか、考え方を伺いたいと思います。

それから、同じページの町税費の中の所得調査補助金で、今度、連盟と青色が合併した

ことで、前回よりも１０万円ほど減額になっておりますが、減額にした経緯について、説明をお願いしたいと思います。

それから１２ページの農業費、農業振興費、旅費の中に農業後継者育成事業の中で１９０万円、前年度予算より１４０万円ほど増額になっておりますが、この説明の中で、少し私の勘違いかもしれませんが、今回、何名かの後継者を置戸と一緒に派遣する事業の内容と思いますが、この人数と日数、目的地など、決まっているものがあれば、この１４０万円増額になった内容の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まずは７ページでございますが、住民活動費の中で町内会活動費補助金が前年度よりも減額になっております。その理由でございますが、まず、町内会連絡協議会活動費補助金でございますが、この中に街灯事業費として、各町内会が設置した街灯に町から補助をしてございますが、その分の修繕料と電気料が前年より減ったことで、８万６千円の減額になってございます。

それから、３つ目の各町内会活動費補助金の中で、世帯数に１世帯当たりの単価を掛けていますが、この世帯数が減ってございますので、５千円の減額で、あわせて９万１千円の減額となっております。

それから続きまして、９ページの町税費の中の賦課徴収費、農業所得調査補助金でございます。前年度より１０万円の減額でございますが、先ほど議員から言われたように農民連盟と農業青色申告会が合併したことでございまして、事務的な経費も多少軽減されることも含めまして、見直しをさせていただき、本年度１０万円の減にさせていただいたものでございます。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） ９ページの町制６０周年記念事業費の植樹の部分でございますが、全体的な部分で委員会等々があるかとのことで、ご質問をいただきました。町制６０周年記念事業費については、執行方針でも述べておりますが、あまり過度にはならないようにする。しかし、節目の年として、一定程度、訓子府の元気として、将来に向けて元気づけていきたいことを含め、今回、３００万円の予算で、プラス予算に反映されていませんが、いろいろなグレードアップ、お祭り等のグレードアップ事業等を実施しております。議員が言われる６０周年記念委員会などの実行組織については、今回、設けていないことでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 同じく、９ページの植樹用原材料の関係のご質問にお答えしたいと思います。今、前段、伊田業務監からお答えしましたように、町制６０周年記念事業のような内容の趣旨を踏まえまして、記念植樹事業として、前段、内部的にも記念植樹はどの場所がいいのかも含めまして検討した結果、レクリエーション公園にいたしまして、まず、植種につきましては、桜を６０本植樹する予定としております。それと時期については、木の種類によっては、植える時期が決まってきますので、桜は、現段階では１０月で今予定しております。その場所につきましては、実は、後ほど説明する内容と重複する部分でございますが、レクリエーション公園の東側に桜の丘がございまして、実はレ

クリエーション公園をつくった時の開基 90 周年の時に、町民の寄付とボランティアによる、植樹によって、300 本の桜が植えられており、その現状としては、今年もそうでしたが、桜の開花時期には、町内外から多くの人々が訪れ、桜を楽しんでいただけている状況でございます。植える場所につきましては、展望台に上がる途中の空きスペースがございますので、そこに 60 本の桜を植えることで今考えております。それと実施方法につきましては、町制 60 周年の趣旨を踏まえまして、現段階の予定としましては、町内のお年寄りとお子さんを主体として、記念植樹をしていただくことを考えております。あと佐藤議員から、節目としての記念植樹の維持管理についてお話がありましたが、その時々で記念植樹としている中で、今現在として、先ほどお話のあった 2001 年の記念植樹につきましては、レクリエーション公園の北側に 2001 本の木を植えておりますが、現状としては、2、3 割が枯れている状況であり、うちの公園作業員で下草刈りなどを行っています。その植樹の趣旨としては、あそこを 21 世紀に向けての緑豊かな森にする趣旨でございましたので、その辺も今後維持管理に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書 12 ページの一番最後にあります普通旅費の横に農業後継者育成事業 190 万円がございます。これにつきましては、説明欄の右側につきましては、事業区分ごとの金額をここに掲載させていただいていることで、その左側にあります普通旅費とは別なものであることをまずご理解を 1 点目いただきたいと思います。この 190 万円になる農業後継者育成事業の内訳でございますが、内容は、13 ページ中ほどに 19 節、負担金、補助及び交付金の中にあります先ほど西山議員からご質問のありました農業振興連絡協議会負担金の北大サテライト分として 100 万円、その下にあります農業担い手育成事業補助金 40 万円、1 つとびまして農業後継者育成事業補助金が 50 万円でございます。これをあわせた 190 万円が、この 12 ページの事業区分ごとに金額が入っていることでございます。

2 つ目にお話ししました農業担い手育成事業補助金について、内訳等をご説明したいと思います。これにつきましては、農協が主体となり実施する若年の後継者、女性、それから農業主等と対象とした各種研修事業に対する補助金でございます。総体事業費としては、60 万円を予定しているのですが、その 3 分の 2 を補助することで、40 万円をここに計上してございます。

それと農業後継者育成事業補助金につきましては、一応、現時点で想定されているのが、酪農後継者が 11 月中旬にカナダに酪農研修へ行く計画がございます。きたみらい全体で 16 名の希望があり、そのうち訓子府地区については、今、9 名の希望者が出ていることでございます。

なお、事業費等が具体的に固まっておりますので、場合によっては、不足する場合は、追加補正をお願いすることになるかと思っております。先ほど、冒頭、佐藤議員からお尋ねのありました 190 万円のことで出た置戸町と連携して行く研修関係につきましては、社会教育総務費で計上してございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5 番、余湖龍三君。

○5 番（余湖龍三君） 5 番、余湖です。何番と言われると見落として分からないのですが、言葉で1つだけ聞きます。1つまず、まちづくり推進会議についての金額があるのですが、ページがわからないのでお願いしたのですが、申し訳ございません。それはページにのっていないことでしょうか、見たのですが分からなかったので申し訳ないです。

2つ目としまして、8ページのパワーアップ事業についてお聞きしますが、パワーアップ事業につきましては、今までのいろいろな事業がまとまった中で、この5つになってきたのですが、実際の窓口は、1つになるのでしょうか、それぞれで受付が違うのか。それとこの内容につきまして、周知することで、どこまでの内容が事前にわかるのか。また、窓口へ行かなければ、詳しい内容がわからないのか、この団体には使えません、このようなものにはだめなどの内容がそれぞれあると思うのですが、そのものはどこでどのように判断するのかなどを教えてもらえる状態になっているのか。

それとこの間、全員協議会の時に聞いたのですが、60周年記念事業の中でスポーツ大会に関する後援などには、記念品を配布することについては、どのような結論になったのか、違うのかもしれないですが、教えてください。

以上です。

○議長（橋本憲治君） まちづくり推進会議については、補正予算には含まれていませんので、質問はできません。

企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 8ページの総務管理費、8目、企画費のまちづくりパワーアップ事業関連について、お答えをいたしたいと思います。パワーアップ事業のパワーアップ特別対策事業の窓口につきましては、まず、5本の事業があります。

わくわく地域づくり活動支援事業につきましては、これまでマイプラン・マイスタディ事業を担当していた社会教育課で所管してもらうことにしております。

それから、コミュニティ活動活性化事業、コミュニティ施設等整備事業につきましては、町内会、実践会が主に対象となりますので、町民課で窓口を担当していただこうと考えています。

それから、地域活性化チャレンジ事業につきましては、元気なまちづくり総合補助金を今まで扱っていましたが企画財政課、また、元気なまちづくり推進事業につきましても、このまちづくりパワーアップ特別対策事業全体の担当である企画財政課で所管したいと考えております。

これらの窓口、制度の内容等につきましては、7月1日発行の広報でまず周知したいと考えています。それから、新聞等の記事などにも掲載して周知を図ってまいりたいというように考えています。

それから、コミュニティ関連については、各町内会、実践会に会長を通じて制度をお知らせしたいと考えております。

あまり細かい内容までは、5本の事業がありますので、周知できないかもしれませんが、気軽に担当窓口にご相談できるような形で周知をしていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 8ページ、町制60周年記念事業費の需用費、消耗品の

中で、スポーツ大会関係での記念品の配布についてですが、基本的には、町主催の大会であることですが、あわせて町内で実施される各団体主催による町が後援している大会についても今後、60周年の冠をお願いするとともに記念品の配布もあわせてお願いしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 先ほど聞き忘れたのですが、パワーアップ事業の中で、アドバイザー謝礼があるのですが、これはどのようなことなのか、わからなかったので教えてください。

それと先ほど言いましたこの事業の内容については、最終的なお知らせには、この事業について、どこで受付窓口がありますぐらいまでは、広報するが、あとについては、窓口へ行ってぐらいの感じになってくるかと思うのですが、もう少しこれについては、今までやっていた方は、分かるのかもしれませんが、これから何か事業のお願いしようとする方は、もう少し中身が分かるとそこへ行きやすくなり、どこへ行って聞こうかということもあると思いますし、かなりの制約もあるみたいですので、やはり多少広報の窓口を広くして、お知らせしてもらおうと今後、楽になると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書8ページにあります企画費のアドバイザー謝礼について、私からお答えをしたいと思います。ここで計上しております20万円につきましては、平成20年度から22年まで、新エネルギーの研究を続けてまいりました。母体となりますのが、訓子府町の有志の方であり、産業横断的な方々が、集まった組織でございますが、その方々からの要請を受けて、訓子府町における新エネルギーの可能性をいろいろ調査してきたものであります。

平成20年に議会の皆様のご了解をいただきまして、多額な費用をかけた実証調査を実施しました。具体的にエネルギーの種類で申しますと玉ねぎの茎葉、豆殻、林地残材、それだけで燃料にするとカロリーが足りないことで、農業廃プラスチックを加えた圧縮成型の燃料を製造するものであります。今回、その実証調査を受け、具体的に事業を行うかどうかの検討を今、そのグループが行ってございます。その際、専門的な知識を有する方をアドバイザーとしてお招きし、具体的な検討を進めていきたいとのことでございまして、町に対し、その支援をお願いしたいとの要請がございました。今回ここで計上したのは、アドバイザーについては、札幌の方を予定しております。本町にいらしていただいて、いろいろ相談に乗っていただくことを業務1回につき、5万円を4回分として、20万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） まちづくりパワーアップ特別対策事業の広報関係でお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。広報にあたりましては、事業の目的、要件、それから特に活用事例など、例えば、このようなものに使えますというようなことは、お知らせしたいと考えております。できるだけこの事業に取り組もうなど、そのような取り組みを促すような形で、窓口相談しやすい意味で、広報を工夫していきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。確認の意味で先ほどの17ページの特別支援学校帰省費助成ですが、確か旭川市と帯広市に2世帯該当者がおり、世帯に対する助成と思ったのですが、該当は、3世帯あるのですが、個人の申請によりますが、3世帯分の助成費なのですか。それで、支援を受ける子どもさんの助成金は、先ほど、付き添いの父母の分は、自己負担ということだったのですが、その世帯に対して助成するのであれば、そこら辺はどうなのでしょう。世帯に対する助成では、付き添いの方の助成もあるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 17ページの先ほどの特別支援学校帰省費助成についてのご質問がございました。帰省費部分で付き添いの部分につきましては、あくまでも保護者の負担となっております。これは、実際には4人います。それで旭川の聾学校に行っているお子さんが2人兄弟いますので、そこは2人で1回分と算定してございます。そのようなことで、3家族分、3世帯分の計算をしまして、実際には1時間当たり6,580円で、往復6時間、約4万円近い金額がかかることから、その3回分の往復分ということでございまして、さらには掛ける3家族分で、71万1千円と計算をしております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 何点か確認も含めまして質問したいと思います。

まずは、10ページであります。老人福祉費の関係であります。ここに訓子府静寿園施設改修費補助金の形で出ております。ここで説明をいただきまして、配管整備でありましたが、さらに屋根を見ますと相当腐食していることもあります。これらについて追加補助の可能性がないのか、あるのか。その辺についての確認をしたいと思います。

次に、14ページ、農業基盤整備事業の関係であります。ここで19節、負担金及び補助金の関係であります。この留辺蘂地区畑総の関係であります。この負担金関係であります。訓子府と同じような補助体制での負担になっているのかどうか、その辺について、お示しをいただきたい。

それと15ページ、林業振興費の関係であります。ここの19節の中で、民有林育成指導事業補助金、これは新生紀への支援する形で認識していいのかどうか。その辺の確認をしたいと思います。

次に、先ほどから何回か質問が繰り返されております17ページ、教育振興費の関係であります。帰省費助成の関係であります。先ほど、1回4万円の負担になるという話がありました。車ですので当然往復の形になる訳で、この規定が良いのか悪いのかは別にしまして、できれば当町の車を利用する配慮はできないのかどうか。その辺についてもお示しをいただきたい。

また、同じページで中学校費の関係であります。ここで教育振興費講師謝礼の説明では東京くんねっふ倶楽部のメンバーの中から講師をとという話がございました。この講師の内容等について、もし方向性が決まっているのであればお示しをいただきたいと思います。

次、19ページの体育施設費の関係であります。この中で需用費、修繕料がござい

が、これは温水プール関係と思いますが、相当いろいろな修繕が必要と以前聞かされております。その中でこの予算の範囲で、十分今季は乗り切れるのかどうか、その辺についてお示しをいただきたい。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 10ページの訓子府静寿園施設改修費補助金でございますが、これにつきましては、東棟の暖房配管設備更新として、補助率3分の1で197万8千円を今回、予算計上させていただいております。それで屋根の腐食部分のお話でしたが、今年、屋根を張り替えするようなことを聞いてはおりますが、そのところは自助努力でやりたいというようなお話を伺っております。今年度については、この配管に対する補助で、来年度以降、ボイラー交換など、年次ごとに予定はされておりますが、今年度は、これで終わりでございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） 14ページ、5の農業基盤整備事業費の中の19節、負担金及び交付金の道営留辺蘂温根湯地区畑総事業負担金で、これは北見市に対する負担であります。同等の負担を認めるのかということだと思いますが、今回の詳細について、説明をしますと訓子府町内に住所のある方が、北見市温根湯に畑を所有し、その土地を畑総事業で基盤整備し、そのパワーアップ分を北見市が負担した。北見市が負担した分を訓子府が負担する経費でございます。これの根拠になりますのは、両市町がパワーアップと対象にしております。まず、それぞれ市、町の間で契約を結んでおります。それをもとに負担していることでございますので、お互いがパワーアップを認めている場合に限り、この形になっております。ただ万が一、片方しかパワーアップがしていない場合については、基本的には最初に負担する畑が存在する場所の行政区が負担をしない形になります。その形で、お互いがパワーアップ事業が承認されないと負担しないことですので、今回の場合については、北見市がその負担をしていますということで、その分を訓子府が負担したということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書15ページになりますが、林業振興費の一番下にあります民有林育成指導事業費補助金200万円についてであります。これは、議員が言われるとおり新生紀森林組合に対する補助金でございます。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 17ページの教育振興費の部分でご質問ございました。特別支援学校帰省費助成の部分で、町の車を使えないかのご質問でしたが、当初、昨年になりますが、親御さんから町スクールバス等というような話も実際には出ておりました。なかなか1つの町でやると非常に負担がかかることで、近隣の北見市、美幌町と協議した経緯がございます。なかなか足並みが揃わなく、まとまらなかった部分がございますが、今後とも、そのような体制がとれる形で協議を進めてまいりたいと考えてございます。

それから同じ17ページの中学校費の関係でございますが、報償費10万円の関係でございますが、東京くんねっふ倶楽部の先輩を招いて、NHKが、「課外授業 ようこそ先輩」

とやっていますものに似た形で先輩を招いてお話を聞くこととございます。今年度は、弁護士を予定しているところとございます。この事業が、町制60周年で実施する部分でございますが、今後とも継続して実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） 19ページ、2目、体育施設関係の修繕料に対してご質問がありました。温水プール関係の修繕料であります。温水プールは、平成7年に建設されまして、17年を経過し、配管の機器等々は、メーカーでは、大体15年を基準に更新をすることが望ましいという話があがっていますが、現在は、一部手直しはございますが、配管、ボイラー等についても良好な状態で運営しているところとございます。今回、修繕する設備については、水位を調整する機械部分とボイラーの部品を変えるもの、それからプールに関して若干クラックがあり、水漏れがあるので応急的な措置はしたのですが、プールの水を全部流し、プール槽の中を若干コーキングする。そういったどちらかといいますと軽微な修繕でございます。今回、修繕することで運営をしていきたいと思っていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。先ほど論議した9ページの記念植樹の件でいろいろ考えますと委員会がないことで、おそらく町長が中心となり、担当課といろいろ進めていると思うのですが、先ほど担当課の説明で、場所は頂上付近の90周年の記念で植樹した桜の丘周辺に植える内容ですが、先ほど申し上げましたように、50万円近くのお金をかけて、町民が事業するにしましては、例えば、記念樹をどこへ植えたのかと聞かれた時に、やはりそれなりの私は説明がしたいのです。経過として、なぜ、桜の木を60本にし、あの場所で植樹するのか。私は先ほど申し上げましたが、住民が親しみを感じるような植樹でなければ記念にならない。過去の記念植樹は、どうもやはり評判がよくない。伺いますが、桜の咲く時期には、私は百姓ですので、その時期には桜をなかなか見られないのですが、最近、木が大きくなって、90周年記念植樹ですので、もう20数年たっている関係で、どの程度の人があそこで楽しんでいるのか。また同じ場所におそらく看板なども、記念に立てて桜を植える。どうも町民などから聞かれたら、その理由の説明がしづらいのですが、できれば町長にひとつその思いを聞かせていただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つは、人数のカウントはしておりません。何人利用しているのか、来ているのかは分かりませんが、ただ、我が家の隣接地でございますから、本当によく人は来ています。車の乗り入れも含めてです。桜の開花時期には、あの辺を見ますと車が次々と来たり、あそこでご飯を食べたり、かなり来ています。時期的に限定的なものもありますが、その点でいいますとレクリエーション公園も含め、非常に訪問者が多いとの思いをしています。

それから記念植樹の関係でいいますと1つはまとまって植える点で、あの場所にこだわったのは、90年周年時に植えた桜が老木となり、何か朽ちてきている。これは見栄えも悪いこともありますし、やはり、ぽつぽつと歯抜けになってきていますから、ある意味では、補植の意味もあり、やはり順次整備をしていかなければならない点で考えるともう既

に20年以上たってございますので、それにあわせて、頂上付近の植樹を桜に限定させていただいた。樹木の高さを2mくらいの幼木を植樹したい。できれば開拓の面よりも町制にご苦労をいただいたご高齢の方とそれから未来を担う子どもたちに60年の意味もあり、60本の桜を植えたい。議員がご指摘のとおり、桜の種類ですが、何本かはやはりさくらんぼの実のなるものがあるのではないかと思いますので、十分検討することができると思います。本当にできるかどうか、さくらんぼが可能かどうかもあるのですが、いずれにしても桜にこだわったのは、今あるものを大事にし、新たに上の部分へ植樹をさせていただきたいとの考え方から、このように提案をさせていただいているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 先ほどの質問に回答いただいたのですが、私の質問の仕方が悪かったので、回答と食い違った部分があります。その件は、タクシー利用の関係であります。私は、うちの町のタクシーを活用するような限定はできないのかという問いかけだったのですが、その辺について、再度お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） すみません。地元タクシーを使えないかのご質問でございますが、いろいろ私どもが調査した結果では、地元や近隣のタクシー会社にお聞きしたのですが、非常に高上りになってしまうことで、実際には、予算計上している部分については、北見市端野町の福祉タクシーの部分での単価で計上しているものでございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 上原議員の質問に関連して2点ばかり説明をさせていただきます。例えば、町制施行60周年の講師の関係です。これは去年の東京くんねっぷ会が解散というよりは、5年ほどやっていなかった経緯があり、少々ご無理を申し上げ、改めて東京くんねっぷ倶楽部をつくり50人近い方が出席されました。私と議長が出席し、懇親を深めた中で、ぜひふるさとに少しでもご恩返しをしたい。東京都を中心として、バリバリ活動している人たちから、子どもたちに夢を与えるようなことを企画してほしいとの声があり、とりあえずと言ってはあれですが、まずは、東京都内の一線でやっている東京くんねっぷ倶楽部会長が久島和夫氏を推薦したいとの声がございます。まだ了解をいただいておりますが、打診だけはしている状況ですので、この方が可能であれば、東京くんねっぷ倶楽部会長で、在京されている弁護士の久島和夫氏にお願いしたいと考えているところが1点目であります。

それから、もう1つ、今、上野課長から説明していただきましたが、相当これは議論した経緯がございます。教育長以下、教育委員会の職員がご苦労し、ここまでもってきた経過でございます。目の悪い方が美幌町と北見市と訓子府町におられることで、可能であれば、1台、タクシーを借り上げ、それで送迎することができないかどうか。可能となった時は、金額の持ち出しも3市町で分担できますかので、より現実的に安く、そして制度的にできるため、検討しました。これは、実際的には美幌町と北見市はやる意志なしと言った方がいいと思いますし、私はそのように理解しています。

もう1つは、町職員が送り迎えも検討しました。しかし、これは責任の問題が出てきま

すし、必ず介助者がいることでありまして、これはやはり、福祉専門タクシーにお願いし、一定の福祉の資格を持っている人たちに送ってもらうことの検討が大事であると考えました。それで上野課長が言いましたように北見市端野町の福祉タクシーをお願いをする。

それから地元タクシーの問題で言いますと75歳以上のことは別の関係で一般質問でも答弁させていただきましたが、午前中はものすごく忙しく、3台では対応できない問題もあり、将来的に台数を増やす問題も出てきますし、それから安全確保の介助員の問題等々なかなか難しいということで、教育委員会の努力で、平成23年度から訓子府町が先鞭を切る。そして、全額という訳にはいかないが、可能な限りの支援をしていくことが、今回の予算計上の経緯でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

6番、安藤義昭君。

○6番（安藤義昭君） 安藤です。しばらくぶりでしたので、名前を忘れられ、申し訳ないです。安藤義昭です。

8ページ、先ほどからそれぞれ皆さんがお聞きしていますが、60周年記念事業に係って、それぞれ事業を考えていると思うが、言ってみれば、芸術文化、また、スポーツ団体、それぞれの種目、種類等があります、この予算の配分としては、1事業に対していくらになるのか、冠事業に対してはいくらなのかのような割り振りでやるのか、漠然と予算を付けて、それぞれの冠にし申し込みがあったところに、あなたのところには何名の参加者だからいくらというような配分をするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから11ページ、直接これは関係するものではないですが、今ここで言っておいたほうが後のことでいいのではないかと考えていますので言いますが、子育て支援センターの前に新しく駐車場できました。送迎の関係で、芝をはがして造った訳ですが、あれは非常に不自然なのです。昼間は、東側から西側へ通行し、そして送迎の場合には、西側から東側に通行しています。これは小さい子どもを送迎する時に、あのような状態ですと、必ず後で後悔するような事故が起きますので、ひとつその辺をご検討願いたいと思います。

それから次に、16ページの末広団地の公営住宅改修の件ですが、これは今まで在住しておられた方が、その住宅から別のところに移る時に、後片付けする場合があります。今までは、営繕職員が対応していた訳ですが、これを地元の事業所という訳ではないですが、そのような事業をやっている事業所に今後は任せたらどうかということも考えたいかがなものかと思って今質問をする訳です。

それから次に、19ページの給食センター地下タンクの関係なのですが、これもかなりの年数がたっております。それでこのタンクの1基だけでいいのか、今後それぞれの修理等が出てきた時、順次やらなければならないと思うが、どの程度、破損しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。それと予算見積の根拠をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 安藤議員、2番目の補正予算に載っていない質問ですが、当初予算で出ていたと思うので、この場で答えるのは、なかなか難しいと思います。この補正予算の中で、駐車場の件は削除させていただきます。機会がまだありますので、その時に聞いていただきたい。

○6番（安藤義昭君） こんなことを言ったらおかしいかもしれないが、事故が起きても

知らない。あそこは一方通行を時間的に交互して通行しているので、事故が起きたらどうするの。

○議長（橋本憲治君） 所管事務調査か何かで聞いてください。もし今、答えられますか。

○6番（安藤義昭君） 事務長は、答えられる。私は事前に聞いているのです。

○議長（橋本憲治君） 当初予算ですが大丈夫ですか。

やはり、ここで聞くのは適さないので、すいませんが、割愛させていただきます。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案書8ページ、10目の町制60周年記念事業費の需用費部分の芸術文化、スポーツ団体等への記念品の配布については、基本的には、町主体の事業につきましては、参加者全員に配布していきたいことと各団体主催の部分については、申し込みの部分で、要請を受け、配布をしていきたいと思っております。事業費的な部分でございますが、社会体育事業につきましては、参加記念タオルといたしまして、概ね3千枚を現在予定しております。製作費計が52万2,060円でございます。芸術文化事業につきましては、記念のクリアファイルを約1,800枚、作成費計で8万6千円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 3点目のお尋ねの16ページの末広団地建設に係わっての入居替えの方の退去後による後片付けの関係のご質問だと思いますが、今年で、末広B団地と言われているところは、リフォーム工事が終わるのですが、その方たちの例で言えば、住み替えする場合は、転居と同じですので、元々の町営住宅の後片付けについては、入居された方が責任を持って片付ける形で行っております。それと一般的に例えば、退去し、その後、入居募集する場合については、うちの営繕技能員が中身を修繕しているところでございますが、町営住宅自体が、老朽化が著しいものもありまして、営繕技能員だけでも今後対応できない大規模な修繕もあります。その時は、町内の事業所に委託する形も今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 給食センター所長。

○給食センター所長（上野敏夫君） 19ページの保健体育費、給食センター費の部分でございます。地下タンク関係の修繕で61万3千円を計上してございます。これは、温水ボイラー用の燃料タンク給油設備改修で、老朽化によりまして腐食と損傷があるため、消防から昨年、安全基準を満たしていないことの指摘がございました。その関係で改修をするものでございます。今後、私どもはこのような部分では、素人でございますので、わからない部分もございます。その部分では、いろいろと業者に確認願い改善を図っていくことで、今後、このようなことがあれば適宜改修をしてまいりたいと考えてございます。

予算見積の積算につきましては、資料を今日は持ってきておりませんので、後ほどご説明したいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって議案第31号の質疑を終了いたします。

ここで、昼食のため、休憩をいたしたいと思います。

午後１時３０分から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前１２時２０分

再開 午後 １時３０分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案書１９ページ、安藤議員からの給食センターの修繕費関係で給食センター所長から、説明補足をしたいということで、発言を許したいと思います。

給食センター所長。

○給食センター所長（上野敏夫君） 先ほど、安藤議員より質問のありました１９ページの給食センター費の６１万３千円、地下タンク給油設備改修工事の見積もりについて、説明をいたします。１つ目は、上部スラブ工事として、地下タンクの上にありますコンクリートにひび割れがあることでの改修で、１３万１，３３５円となっております。それから、給食センターボイラーに接続されています配管でございますが、この配管工事として、配管を太くすることございまして、この部分が、１８万１，７４８円となっております。それから点検柵の取り替えで、配管の状態を見たり、油漏れ等の確認ボックスで、これも傷んでいることの取り替えで、１９万７，４６０円となっております。さらには、諸経費として、５万３，２００円、消防申請費用として１万３千円、さらには消防完成検査手数料、６，５００円となっております、消費税２万９，１６２円を足しまして、端数を切り上げで、６１万３千円になっているものでございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第３２号の質疑を許します。議案書２１ページでございます。国保の関係です。

ご質疑ございませんか。

４番、河端芳恵君。

○４番（河端芳恵君） ４番、河端です。２３ページの１０款、第３項、雑入で７５万円増えましたが、これは各種集団健診などの負担料と思うのですが、これの要因をお知らせください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） ただいま、１０款、３項、６目、雑入についてのご質問をいただきました。議員、今言われた健康診断の部分ではなくて、これは老人保健拠出金を過去からずっと出してございまして、後期高齢者医療に変わっていった訳ですが、今の段階では、平成２１年度分の精算で、既に２１年度に拠出金として、支出していたものに対して、医療費の返還金や過誤調整などによる精算が最終的に行われまして、２年遅れですが、７５万６４５円の戻りがあることの精算でございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第３２号の質疑を終了いたします。

次に、議案第３３号の質疑を許します。議案書２６ページでございます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。
次に、議案第35号の質疑を許します。議案書34ページでございます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。
まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号の採決をいたします。
議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、議案第39号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号

○議長(橋本憲治君) これより、提案理由の説明の終わっております議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第40号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第34号の質疑を行います。議案書30ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第34号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号の質疑を行います。議案書３７ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３６号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号の質疑を行います。議案書４０ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号の質疑を行います。議案書４４ページでございます。

１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

３番、工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君） 議案第３８号について、１、２点質問したいと思います。まず、今回このような形で提案されていることについては、大賛成する訳であります。今の実態について若干お聞きしたい訳であります。この関係につきましては、後からも触れられると思いますが、教育委員会が出されております点検・評価報告書の中でも、この関係については、触れられておりますので、わかる訳であります。まず、このような提案をされる背景として、いろいろな生活状況も含めてある訳であります。現在の償還状況として、いわゆる滞納、返還が滞っていることはまったくないと思うのであります。いくぶん遅れてきていることも含め、どのような実態にあるのか１つ説明をお願い

したいことともう1点は、評価報告書の中にもありますが、この基金の造成、いわゆる増額、増資ですか、それもこの近年、近々に予定しなければいけないとも言われていますが、この制度が条例が変わることによって、さらに強まるのと思うのですが、どの程度、不足し、増資が必要になってくるのか、わかっている範囲でよろしいので質問したいと思います。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 今、お尋ねをいただきました償還の状態につきましては、順調にそれぞれ入ってきていることですが、2件ほど実態としては、遅れている方がございます。さらには、基金の増額の関係につきましては、毎年、貸し出す部分と帰ってくる部分の差引では、毎年150万円から200万円のマイナスになっており、実際に運用できる額が年々減っている状況にございます。今回、条例改正をしなければ、5年ぐらいはもつ計算でございました。今回の条例改正によりまして、多分2年後には、増額しなければならないと考えておりますが、これも早いうちに増額をしてまいりたいと考えてございます。実際には今、2,300万円が原資の限度額として、条例では定まっておりますが、これを3千万円程度にしたいと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） わかりました。この2件ほど遅れていることについてですが、この辺については、教育委員会の所管課でそれぞれ親の方、当事者とも十分協議されていると思うのですが、今後に向けて、このようなことがさらに出てくる状況にあるのかどうかも含めて、もし、それがないようにすることで、このように今回の条例提案になったと思うのですが、その辺の対応も含め、これからも丁寧な対応をお願いしたいことを言いたいのと同時に今後に向けてもそのような対応をされるのかどうかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 先ほど、2件ほど遅れているとお答えをしましたが、実際は、本当に生活が苦しいことで、具体的には、年3千円程度が返ってきている部分であり、相当遅れている方もおります。もう1人の方は、多少遅れていますが、順調に入ってきている状況にございます。多分、今後はその部分があまりないと考えておりますが、丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。今の件ですが、その2件の方は、親御さんが奨学金を借りる訳ですが、2件の方の子どもが卒業後、例えば、就職をなさっているか、そこら辺の状況はわかるでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） お二人とも就職をされてございます。それで実際には、お子さんが返すか、親御さんが返すかのこともあります。2世帯とも親御さんがお返しになっている状況にあります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑を行います。議案書48ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（橋本憲治君） この際、次に、日程第18、議案第43号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。議案書54ページでございます。

それでは、事務局長に提案理由の説明をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、私から、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第43号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律、第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌^{しよしやう}に属する事項につき、学識経験を有する者を議会において、下記のとおり推薦しようとするものでございます。

記以下について、ご説明いたしますが、お二人の経歴についてもあわせて、ご紹介申し上げます。

まず、お1人目の高城美恵氏^{たかぎ みえ}につきましては、町内柏丘にお住まいで、昭和29年12月22日生まれの満56歳であります。同氏は、これまでJA女性部の活動でご活躍され、JAきたみらい訓子府支部長、JAきたみらい女性部の監事、副会長を歴任され、オホーツクJA女性協議では、監事、平成21年には、副会長を務められ、その卓越した指

導力で、常に農村社会での女性の地位向上にご尽力され、自らも農業経営に積極的にかかわってられました。

続きまして、お2人目の^{はたけやまよしこ}畠山由子氏につきましては、町内大谷にお住まいで、昭和30年1月8日生まれの56歳であります。同氏は、不幸にしてご主人を亡くされて以降、営農の中心として、農業を続けてられました。また、ご多忙の中、町の社会教育委員を3期6年間務められ、さらに、地域においては、スケート少年団の指導者として、町の社会教育並びに青少年の健全育成にご尽力されてられました。

また、自らの経営に対しては、常に経営改善の姿勢とその努力されてこられた姿は、誰もが認めるものであります。

議案書に戻りまして、一番下段の説明であります。農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了することから、学識経験を有する者2人を議会として、推薦しようとするものでございます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、議案第43号の採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第44号

○議長（橋本憲治君） 次に追加議案であります議案第45号、議案第44号を議題いたします。各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第45号から順次説明願います。議案書、別立てになっていると思いますが、81ページになっております。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、先ほど追加提案されました議案第45号の提案理由をご説明申し上げます。

提出者は、私、議員工藤弘喜と議員西山由美子の両名による議員提案であります。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

この条例の制定にあたっては、今年3月に出席した「特別職報酬等審議会」からの答申、同じく3月に可決いたしました職員の給料の削減、さらには、先の臨時会において提案され、可決いたしました特別職の給料削減などの状況を踏まえ、改選後の新しい議会構

成の中で議論を重ねた結果、議員においても議員報酬を概ね２％削減し「財政健全化戦略プラン」の推進を継続していくことを全議員の一致をみた結果であります。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

まず、第１条では、議員報酬月額の特例の規定であり、平成２３年７月１日から平成２７年４月３０日までの間における議員報酬月額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第１条の規定にかかわらず、議長は、月額２７９，０００円から６，０００円を減額し、２７３，０００円。

副議長は、月額２１９，０００円から５，０００円を減額し、２１４，０００円。

委員長は、月額２０１，０００円から５，０００円を減額し、１９６，０００円。

議員は、月額１８５，０００円から３，０００円を減額し、１８２，０００円とするものであります。

また、期末手当の基礎額は、前段で規定した額にするものであります。

次に、附則であります。この条例は、平成２３年７月１日から施行するものであり、平成２７年４月３０日の議員の任期満了日をもって、その効力を失う期限付きの条例となります。

以上、議案第４５号について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 議案第４４号、副町長、説明をお願いいたします。

○副町長（佐藤明美君） 議案第４４号の説明をしたいと思います。７７ページになります。

議案第４４号 平成２３年度訓子府町一般会計補正予算（第３号）の説明を申し上げます。

今回の補正にあたりましては、第１条にありますように６３万５千円を追加し、歳入歳出それぞれ４１億２，５６４万円とするものでございます。

続いて、第２項にありますように、この補正の款項の区分につきましては、次のページの７８ページにあります。これについては、ご覧いただくこととしまして、内容については、７９ページ以降の事項別明細書で説明していきたいと思っております。

それでは、７９ページの歳入を見ていただきたいと思います。

上の表になりますが、１７款、１項、１目、財政調整基金の繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として、９６万５千円を減額するものでございます。

次に、下の１９款、６項、５目の雑入でございますが、コミュニティ助成事業助成金、１６０万円を計上するものでございます。これは、歳出に同額計上しておりますが、実郷実践会から申請のありました草刈機、刈払機２５台について、採択された旨、財団法人自治総合センターから、通知がありましたので、追加提案するものでございます。

同じく、コミュニティ助成事業については、宝くじ普及啓発活動の一環として、行われているもので、毎年、町内会長会議、実践会長会議などで周知しており、本年度については、前段ご説明しました実郷実践会からの申請があった１事業となっております。

次のページの８０ページ、歳出の事項別明細をご覧くださいと思います。

上の表になります。１款、１項、１目の議会費の１節、右側になりますが、報酬の３６万９千円の減額および３節の職員手当等の５９万６千円の減額は、ただいま条例制定の提

案どおり議員報酬の引き下げによるほか、在職期間が3カ月未満の議員2名分の期末手当の減額分を計上して算出したものでございます。

続いて、下の表になりますが、2款、1項、8目、企画費の右側19節、負担金補助及び交付金の160万円の計上につきましては、前段、歳入でご説明したとおりコミュニティ助成事業補助金として、160万1,250円となり、補助金は10万円切り捨てになりますので、差額の1,250円については、事業主体の負担になります。

続いて、今回の補正による基金の繰り入れを行った後の平成23年度末の基金残高につきましては、基金の保有状況を配布しておりますので、中身については、後でご覧いただくこととして、説明については省略させていただきたいと思います。

以上、平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第45号、議案第44号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第45号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第4号

○議長（橋本憲治君） この際、次に、日程第19、選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。議案書55ページでございます。

それでは、事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご説明申し上げます。

選挙第4号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙については、本年7月1日をもちまして任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、委員4名、補充員4名を議会において選挙するものであります。

選挙につきましては、地方自治法第118条の規定によりまして、投票または指名推選の方法があります。

指名推選による場合につきましては、補充員には順位を決定しなければならないことになっております。

投票による場合は、委員の投票と補充員の投票に分けて行いますので、2回の投票となります。

また、補充員につきましては、得票数により順位を決定いたします。この選挙の決定得票数は、1票でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法を用いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、1人目、訓子府町東町302番地、仁木^{に き のりゆき}範幸氏、昭和24年8月26日生まれ、満61歳でございます。

2人目、訓子府町元町59番地1、八島^{やしまみつる}満氏、昭和25年4月1日生まれ、満61歳でございます。

3人目、訓子府町大町37番地、芳賀^{は が たかし}孝司氏、昭和25年7月15日生まれ、満60歳でございます。

4人目、訓子府町東町289番地、村口^{むらぐち た かよ}多加代氏、昭和28年8月24日生まれ、満5

7歳でございます。

次に、補充員には、順位1位、訓子府町仲町21番地、三宅孝夫^{みあけたかお}氏、昭和20年10月10日生まれ、満65歳でございます。

順位2位、訓子府町字穂波69番地101、森下直治^{もりしたなおじ}氏、昭和23年9月5日生まれ、満62歳でございます。

順位3位、訓子府町東町35番地、太田悟^{おおたさとる}氏、昭和40年11月6日生まれ、満45歳でございます。

順位4位、訓子府町字清住30番地6、川戸洋子^{かわとようこ}氏、昭和33年3月29日生まれ、満53歳を各指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました各氏を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の各氏が当選されました。

◎報告第4号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第20、報告第4号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書56ページでございます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご報告申し上げます。

報告第4号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成23年6月21日提出。

訓子府町議会議長、橋本憲治。

平成22年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定に基づき、平成22年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記、別冊。

なお、別冊の点検・評価報告書でありますので、事前に議員並びに説明員の皆様に配布させていただきますので、ご覧いただくこととし、報告を終わさせていただきます。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) 以上で本報告を終わります。

◎報告第5号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第21、報告第5号 繰越明許費繰越決算書の提出について(平成22年度訓子府町一般会計)を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。議案書57ページでございます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山内啓伸君) 報告第5号について、説明いたします。議案書57ペー

ジをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成22年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、繰り越した事業につきましては、2月の第1回臨時町議会および3月の第1回定例町議会において、平成22年度訓子府町一般会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた32件の事業となっております。それぞれ2月および3月の議会でご決定いただいた事業費を同額翌年度に繰り越したものでございます。

なお、事業ごとの繰り越しの財源につきましては、表をご覧くださいことといたしまして、合計欄で説明いたしますと一番下になりますが、22年度収入済の国庫補助金が7,817万8千円。国庫支出金などあわせて2,107万円の特定財源を繰り越しており、一般財源としての繰り越しは、2,799万円となっております。

以上をもちまして、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第22、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の提出について（平成22年度訓子府町下水道事業特別会計予算）を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） それでは、報告第6号について説明いたします。議案書の61ページをお開きください。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成22年度 訓子府町下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

まず、繰越した事業につきましては、本年2月の第1回臨時町議会において、平成22年度 訓子府町下水道事業特別会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた事業となっております。

なお、2月の臨時町議会でご決定いただいた管理センター機器等更新事業費300万円を翌年度に繰り越したものでございます。

その、事業の繰越の財源につきましては、22年度で収入済額は全額一般会計からの繰り入れとなっております。

以上をもちまして、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第23、報告第7号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の63ページをお開き願います。

報告第7号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成23年6月21日提出。

訓子府町議会議長 橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年4月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成23年4月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの64ページと65ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、66ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年5月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成23年5月13日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきして、72ページをお開き願います。

後で配布しております6月分の例月出納検査結果報告であります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年6月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成23年6月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページの73ページ、74ページ、75ページ、76ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

次に、後で配布しております追加議案、所管事務調査について及び議員の派遣についてであります。

ここで、文書の関係ありますので、暫時5分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時20分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎所管事務調査について、議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 今、配布しました追加議案、所管事務調査についておよび議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について、平成23年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成23年度閉会中も継続して調査できるように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてです。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成23年度第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後 2時21分